

武雄市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

(概要版)

1. 計画の趣旨

武雄市子ども・子育て支援事業計画（以下、支援事業計画という。）は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため、5か年の基本目標や取り組みを取りまとめたものです。

（平成27年3月策定計画期間：平成27年度～平成31年度）

2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

3. 基本目標

支援事業計画においては、
基本理念「すべての子どもを 地域で見守る あんしんきち たけお」を実現するために、
次の6つの基本目標を柱として総合的に施策を展開しています。

- 1 子育て世代への多様な支援の充実
- 2 子育てと就労の両立を支える支援
- 3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実
- 4 すこやかに生み育てることができる環境づくり
- 5 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備
- 6 安全で安心なまちづくりの推進

4. 中間年の見直しについて

中間年において、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に基づき、実績値等を勘案し、平成30年度及び平成31年度の「量の見込みと提供体制」見直します。

また、武雄市が策定している他の事業計画や国の施策との整合性を図る必要がある事業についても、今回中間見直しを実施します。

中間見直しにあたっては、国が示す作業の手引きに従い、実績等に基づき「量の見込み」と「確

保方策（提供量）」を算出しています。

5. 見直しの範囲

- ・ 第Ⅱ部 武雄市子ども子育て支援の基本的考え方
- ・ 第Ⅲ部 事業計画
 - 2 教育・保育提供体制の確保
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策
 - 4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

* 上記見直しを行わない事業については、平成 27 年 3 月策定の「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を継続します。

6. 提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、「市全域」を教育・保育提供区域としています。
地域子ども・子育て支援事業については、「市全域」を提供区域とします。
ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」としています。

【参考】国が示す見直し要否の基準について

- 1 教育・保育提供体制の確保
 - (1) 見直しが必要
平成 28 年 4 月 1 日現在における支給認定区分ごとの子どもの人数の実績値が、本支援事業計画における量の見込みと比較した場合、10%以上のかい離がある場合
実績値／量の見込み \leq 90% 110% \leq 実績値
 - (2) 大きくかい離している場合に準じて見直しを行う。
 - ① 引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
 - ② 既に本支援事業計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
* 上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により見直しを行うことは差支えない。
 - (3) 実績値が量の見込みを上回る場合、下回る場合は見直しを行うことが望ましい
- 2 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策
必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行いました。

第Ⅱ部 武雄市子ども・子育て支援の基本的考え方を見直しについて

1・〔基本目標と主要施策の方向〕（事業計画 P37～41）

目標3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

武雄市では、「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」を平成 29 年 3 月に策定しています。本事業における基本目標 3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の主要施策に、子どもの貧困対策事業計画を位置付けします。ひとり親家庭等の自立支援については、第Ⅲ部事業計画においても同様の位置づけを行い、計画を引き継ぎます。

目標5 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

平成 27 年度から始まった官民一体型学校、平成 29 年度より市内全小中学校でコミュニティ・スクール事業の明記。

第Ⅲ部 事業計画の見直しについて

2 教育・保育提供体制の確保

（1）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）（事業計画 P45～47）

② 需要量と確保の方策（数値は各年度 4 月 1 日現在としている）

○ 1号認定（3歳以上教育希望） 幼稚園・認定こども園

【確保方策（提供量）の見直しの考え方】

平成 28 年度実績に基づき算出。2号認定（3歳以上教育希望）は制度上の支給認定において1号となるので見直し後は1号認定の計画に加えます。

平成 30 年度より市内の保育施設が認定こども園に3園移行することから提供量が増えるため、計画を見直し、平成 30 年度の見込み量 255 人（利用者数）、確保方策（提供量・利用定員）365 人、平成 31 年度は見込み量 260 人、確保方策 360 人とする。

○ 2号認定②（3歳以上保育必要）

【確保方策（提供量）の見直しの考え方】

平成 28 年度実績において 10%以上のかい離はありませんが、実態にあわせ見直しを行います。計画数値の見直しは、平成 30 年度の見込み量 930 人、確保方策 927 人、平成 31 年度は見込み量 930 人、確保方策 940 人とします。平成 28、29 年度において待機児童は発生していないものの、提供量については、実績、人口推計を基に下方修正しますが、量の見込みに対応できるよう施設

との調整を行い、引き続き受け皿の拡大に努めます。

○ 3号認定③（1～2歳保育必要）

【確保方策（提供量）の見直しの考え方】

平成28年度実績から10%以上のかい離はありませんが、実態にあわせ見直しを行います。

計画数値の見直しは、平成30年度の見込み量544人、確保方策502人、平成31年度は見込み量544人、確保方策522人とします。平成28,29年度においても提供量より受入れの児童数が上回っている状態ですが、弾力的運用の範囲で待機児童は発生していない状況になっております。

提供量については、保育需要に対応するため平成31年度に、量の見込みに対応できるよう施設との調整を行い、引き続き受け皿の拡大に努めます。

○ 3号認定③（0歳保育必要）

【確保方策（提供量）の見直しの考え方】

平成28年度実績より見直しを行います。見込量は下方修正となりますが、母親の復職に合わせた希望も多く、途中入所のニーズに対応できるように受け皿は確保します。

平成28年度の確保方策の計画値（125人）と実績値（59人）のかい離は、市全体で47.2%となっていますが、年度途中には各年とも実績値が計画値を上回るようになっていきます。計画数値の見直しは、各年4月1日現在の実績に基づき平成30年度の見込み量66人、確保方策131人、平成31年度は見込み量66人、確保方策134人とします。

実態としては、年度途中には利用定員に達し、結果的には利用定員を超えての受け入れとなり、弾力的運用の範囲で対応している状況です。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実（事業計画P48～58）

2 見直しの考え方

- ・「推計児童数」... 最新の諸情勢、平成28年度の実績を踏まえて数値を補正。
- ・平成28年度の見込み値と実績値が、基本的に10%以上のかい離がある事業。
- ・需要量と確保の方策を設定していない⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の事業については、事業概要及び事業の方向性に変更する必要があると認められないため見直しの対象外とする。

事業名	28年度見込量	28年度実績	見直（要・不要）	対象
①地域子育て支援拠点事業	1,837 人日／月	1,749 人日	95.2%（不要）	0～2 歳児
	227 人日	245 人日	107.9%（不要）	3～5 歳児
②子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	274 人日	70 人日	25.5%（要）	0～5 歳児
	363 人日	178 人日	49.0%（要）	1～3 年生
	0 人日	187 人日	皆増（要）	4～6 年生
③一時預かり事業	1,323 人日	175 人日	13.2%（要）	1号（幼稚園の預かり）3～5 歳児
	6,421 人日	0 人日	皆減（要）	2号認定（幼稚園希望）3～5 歳児
	1,733 人日	2,047 人日	118.1%（要）	幼稚園の預かり保育以外 0～5 歳児
④時間外保育事業（延長保育）	722 人日	518 人日	71.7%（要）	0～5 歳児
⑤病児・病後児保育事業	489 人日	27 人日	皆減（要）	0 歳児～小学 3 年
⑥放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	549 人日	725 人日	要	校区毎に見直し 小学 1～6 年生
⑦妊婦健康診査	4,621 回	4,906 回	不要	妊婦
⑧乳児家庭全戸訪問	405 人	395 人	不要	0 歳児
⑨養育支援訪問事業	409 人	129 人	不要	0 歳児～18 歳
⑩子育て短期支援事業	11 人日	0 人	不要	0 歳児～18 歳
⑪利用者支援事業	1 ヶ所	1 ヶ所	100%（不要）	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	設定なし	設定なし	不要	
⑬多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	設定なし	設定なし	不要	事業名の変更を行う

3. 見直し対象事業

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）

1 見直しの考え方

- ・平成 28 年度の実績を踏まえ、計画を見直します。0～5 歳児においては、平成 30, 31 年度量の見込み、確保方策ともに 70 人日／年とし、小学校低学年は平成 30, 31 年度量の見込みは確保方策ともに 100 人日／年、小学校高学年の平成 30, 31 年度量の見込みは確保方策ともに 140 人日／年とします。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

平成 29 年度以降保育所から認定こども園への移行があるため、利用者増が見込まれます。平成 29 年度見込値より幼稚園、認定こども園の 1 人当たりの利用回数の平均値を算出し、平成 30 年度認定こども園へ移行する 3 園の利用見込みを追加します。

平成 30, 31 年度量の見込みは確保方策ともに 12,776 人日/年とします。

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）未就園児

教育・保育認定を受けない子ども（未就園児）を保育所等で一時預かりを行います。

H28 度実績値（2,047 人）が計画値（1733 人）を上回っていることから実績を基に上方修正します。平成 30, 31 年度量の見込みは確保方策ともに 1,958 人日/年とします。

④時間外保育事業（延長保育）

- ・平成 28 年度実績値<計画値であるため下方修正します。
- ・算出方法は平成 28 年度入所児童に対する利用率を考慮し、平成 30, 31 年度量の見込みは確保方策ともに 511 人/年とします。

⑤病児・病後児保育事業

- ・見直しの考え方・平成 30 年度より市内で病児保育事業が開設されます。事業計画では利用見込みは平成 30 年度 250 名、平成 31 年度 400 名、市外利用者は 4 割としているため市内児童の利用見込みは平成 30 年度 150 名、平成 31 年度 240 名とします。
- ・定員 6 名、年間開所日数 250 日で受け入れ可能数は年間 1,500 人。
- ・平成 30,31 年の量の見込みは、先進地を同等規模の施設を参考に、量の見込みを平成 30 年 250 人、平成 31 年度を 400 人とします。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

全体的に年々利用率が増加していることから、平成 29 年度 1 月現在の月平均実利用人数/全児童数の割合を、各年度全児童数に乗じて算出しています。西川登小学校区のみ、見込みより利用率が減少しているため、下方修正します。

市全域では、平成 30 年 量の見込み 817 人、確保の方策 815 人、平成 31 年は量の見込み 805 人確保の方策 797 人とします。

4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実（事業計画 P58～58）

事業計画において、(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進を(2)子どもの貧困対策の推進に変更し、①子どもに寄り添う伴走型支援の推進、②ひとり親家庭等の自立支援の推進、③その他施策との連携の項目、内容を追加します。